

東北地方太平洋沖地震にともなう被災信用金庫のお客様に対する 預金の代払いのお取り扱いについて

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖で発生した地震災害により甚大な被害が発生しており、被災地の皆様には心からお見舞い申し上げます。

このたびの大震災や原発事故により、被災地域の方々が全国各地に避難されておりますが、当地に避難された被災信用金庫のお客様に対して、被災信用金庫に代わり、当金庫にて、下記のとおり預金の代払いのお取り扱いをいたしますので、最寄りの支店までご相談ください。

記

1. 対象となる被災信用金庫およびお客様

宮古信用金庫、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫、あぶくま信用金庫、ひまわり信用金庫に普通預金・貯蓄預金の口座をお持ちの個人のお客様。なお、本取り扱いによるお支払いは、預金口座名義ご本人に限らせていただきます。

2. お支払い限度額

1口座につき、ご預金口座残高の範囲内で、10万円以内とさせていただきます。

3. 来店時にご用意いただくもの

- (1) ご預金通帳とお届け印
- (2) ご本人確認書類

運転免許証、パスポート、外国人登録証明書、各種年金手帳、各種福祉手帳、各種健康保険証のいずれか

なお、上記のすべてをご用意いただけない場合は、最寄りの支店までご相談ください。

4. お支払いに関するご注意

窓口にて専用の「払戻請求書」に所定事項をご記入いただき、当金庫はその「払戻請求書」にもとづき、お取引被災信用金庫にお支払いの可否について確認のうえ、お支払いさせていただきます。

また、通信状況により被災信用金庫への連絡が遅延する場合もございます。つきましては、お支払いに応じられない場合やお支払いが翌営業日以降になることもございますので、あらかじめご了承ください。

※ 詳しくは最寄りの支店窓口にてお尋ねください。